

予算特別委員会会議録(4)(令和6年4定)			
日 時	令和6年12月16日(月)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時22分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、面野副委員長、新井田・酒井・橋本・松岩・中鉢・高橋・中村(岩雄)各委員		
説明員	市長、副市長、水道局長、総合政策・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・建設・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松岩委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。白川委員が新井田委員に、松井委員が酒井委員に、横尾委員が橋本委員に、佐藤委員が松岩委員に、中村吉宏委員が中鉢委員に、下兼委員が高橋委員に、小池委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、立憲・市民連合、自民党、みらいの順といたします。

公明党。

○橋本委員

◎女性の復職支援（来年度のポータルサイトの内容確認など）について

本日は、一般質問に引き続き、女性復職支援事業について質問いたします。

一般質問の御答弁に、本市が事務局を担っている小樽地域雇用創造協議会が、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を本年10月に受託いたしましたとありました。

改めて、この事業がどのようなものなのか、御説明ください。

○（産業港湾）商業労政課長

地域雇用活性化推進事業についてですが、令和元年度から開始されました厚生労働省の事業となります。全国的な雇用情勢を見ますと、雇用機会が不足している地域や人口減少等により、過疎化が進んでいる地域、また甚大な自然災害の被害を受けて復興に向けた取組が必要な地域など、地域ごとに様々な課題が存在しておりますが、そうした課題を抱える地域の協議会が提案する地域の特性を生かした魅力ある雇用や、それを担う人材の維持・確保を図るための創意工夫ある取組をコンテスト方式で選抜しまして、採択された取組の実施を当該協議会に委託するという事業でございます。

本市の雇用創造協議会は、市が事務局を担っておりますが、前回、令和3年度から昨年度までの事業に引き続きまして、今回、今年10月から令和8年度までの事業を受託しております。

事業は大きく三つの枠組みとなっております、一つ目が企業向けの取組でございます。企業の魅力向上と人材獲得のためのセミナーなどを通じまして、事業所の魅力向上、事業拡大の取組を実施いたします。

二つ目が、求職者向けの取組でございます。こちらもセミナーを開催しまして人材育成の取組を行います。

三つ目が、これらをマッチングする就職促進の取組ということになっておりまして、市内企業の魅力を発信するためのポータルサイトの作成ですとか、キャリアコンサルタントによる就職相談、合同企業説明会などを実施いたします。

○橋本委員

今お話にもありましたけれども、この事業は、10月から再開という形になっているのですが、令和3年10月から本年3月まで同様の事業を続けた。

前回の事業が終了して、こういった部分はすごく成功した、こういった部分は継続していきたい、新たに課題となった部分もあるかと思うのですが、そちらはどうでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

前回の事業で、販路拡大ですとか、地域資源の活用手法を学ぶセミナーなどを実施いたしまして、市内事業所に

においては、新たな雇用創出を図る動きも見られるようになりました。一定の事業成果を上げることができたと考えております。特に、販路拡大の支援として、伴走支援を行ったのですが、優良事例として、今回、国で他の雇用創造協議会に紹介していただける取組になっております。

ただ、その一方で、求人を出しても応募がないなど、本市にはたくさんの魅力的な企業があるにもかかわらず、認知度が高くないということ、実際に雇用結びつけるまでのサポートが若干不十分だったことなど、今回改善すべき課題ということで考えております。

○橋本委員

マッチングというのは、恐らくとても難しいのではないかと感じるのですが、今後こちらにも力を入れていくということで確認できました。

一般質問では、女性復職支援事業ということに対しての質問でしたので、女性の就労に関する質問をいたしました。質問の中で、女子に選ばれる職場は、女子に選ばれるまちにつながるという言い方を私はしたのですが、これは決して女性を優遇してほしいというものではなくて、女性が住みよいと思えるまちは、男性にも優しいまちであらうという考えからです。

いまだに家事・育児・介護などがどうしても女性に偏っているという現状と、また、現在の若者の結婚観ですとか、結婚への支援が必要な状況などの観点から、共働き・共育てというのが両立できる社会になることが重要だと、我が党としても訴えているところです。

企業側への働きかけとして、共働き・共育てという観点が重要なのではないかとと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

共働き・共育ての観点ということで、今、国でも男性の育休取得率の向上といった取組がされております。また、若者が就職先を選ぶ際に、最近では特に、働き方の柔軟性を重視すると言われておりますので、共働き・共育てという考え方も含めて、企業の働き方改革が人材獲得のために大切なことだと考えております。

○橋本委員

過去にも、高校3年生の合同企業説明会なども行われていて、今後もするということが資料からも分かるのですが、最近では、親ブロックという言葉もありまして、内定が決まっていたとしても、親や家族の反対に遭って、本人の意思とは別に断るケースもあるということも伺っています。

高校生に市内企業の魅力を伝えるということもすごく大事なのですけれども、私よりも少し若いぐらいの世代かと思うのですが、現在、高校生の親世代が納得する必要性が、令和になってからはすごく必要だと思うのです。

若者の就職先となるには、実際に小樽市で働いている親世代の満足度を上げる必要があるとも考えます。この辺りについて、お考えをお示してください。

○(産業港湾) 商業労政課長

私どもも、若い方、特に高校生が就職先を選ぶ際に、親の意見を参考にすることが多くなってきていると伺っております。高校の進路指導の教員などからも、委員がおっしゃったような、本人がいいと思っているのに親の意見で覆ってしまうこともあると伺っております。

そのため、私どもとしては、市内にもたくさんのすばらしい企業があることを親世代の皆さんにも認知していただくことが重要であると考えておりますが、実際に、小樽市で働く御両親が雇用環境に満足しているということも一つの要素になるだろうと思われまますので、市内企業の就業環境の改善というのも必要だと考えております。

○橋本委員

すごくざっくりとしたお話だったので、どういったことが効果的なのかというのはもっと研究する必要があるかとは思いますが、小樽市気質といいますか、割と否定から入るということもあるかとも思いますので、その辺の

保護者の声というのでも聞ける機会があればいいと思います。

同じく一般質問で、潜在的な労働力の確保の観点から、求職者側のニーズの把握が必要と私もお話ししました。人口減少による求職者の売手市場の傾向はあるとはいえ、企業側にも求める人材、ニーズというのがある中で、全国的にも非正規で働く若者が非常に多くて、その結果、なかなか結婚したくてもできないといった方が最近が多いと聞いています。

一般質問でも申し上げましたが、企業と求職者の間を埋めていくこと、リスキリングということが非常に重要になるのではないかと考えています。若い方から、中間層、若者の親世代の復職なども含めて、現在、働いていなくても働きたいと思っている人たち、また、もう少し上の高齢者など、それぞれ年代に合った学びの機会があるということを知ってもらうことも必要かと思えます。

求職者向けの人材育成の取組として、どのようなものが考えられるでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

求職者向けの人材育成の取組としてどのようなものが考えられるかということですが、まず、今回の採択を受けました雇用創造協議会の地域雇用活性化推進事業の事業提案をした、これから推進していく予定の内容について御説明いたします。

まず、求職者が新たに自分の魅力や適職を見つけるためのビジネススキル向上セミナーを実施いたします。それから、前回の事業で好評でしたパソコン講座につきましては、また今回も実施するのですが、求職者のスキルに合わせて難易度を分けまして、より高度なデジタル人材の育成が可能となるような講座に見直して実施いたします。

また、求職者の情報発信スキルを向上させて、企業の魅力を発信する上で必要な人材の育成を目指すということでICT活用セミナーを実施したいと考えております。

○橋本委員

デジタル人材は、今後もっと注力して、どんどん増やしていけないといけないと国を挙げてやっているところなのですが、これは例えになります、長野県佐久市は人口が9万7,000人で、ほぼ小樽市と同じような人口なのですが、自治体が直接、デジタル分野への就労に必要なスキルを習得できる女性向け講座の専用ホームページを開設されるといったことを進めている実態もあります。

一般質問の最後にサイトづくりに関しても質問いたしました。

登録企業を増やすこととともに、気軽に閲覧でき、便利で有益な情報が得ることができるサイトというのが理想なのですが、ハローワークとの連携も検討中ということでした。利便性はもちろんなのですが、例えば、デザイン性ですとか、小樽市の魅力を伝えたり、コラムのコーナーがあったりなど読み物などがあって、実際の仕事に関係なくても、そこのサイトを少し見てもよいかといった魅力があり、付加価値もたくさんあると、とてもよいものになるかと、そういったことも必要かと思えます。

最後の質問ですが、新たにポータルサイトを立ち上げるということでした。どのようなものになるでしょうか。現在、分かっている範囲で御説明ください。

そして、閲覧数、登録者数を増やすために、必要な要素などはどのようなことが考えられるか、お示しいただけますでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

まず、新たなポータルサイトですが、できる限りたくさんの市内企業を掲載しまして、業種や職種、地域などで検索して、企業の概要を紹介するページを閲覧できるようにする。そして、さらに深くその企業のことを知りたいという求職者に関しましては、企業の自社ホームページに誘導するというツールとしてつくることを考えています。

閲覧数、登録者数を増やすのに必要な要素ということですが、閲覧数を増やすためには、当然、SEO対策など

も実施する予定ではありますが、これから検討していかなくてはならないところで、まず、内容を充実させるということで、登録企業数を増やすこと、閲覧する方が求める情報を的確に、画像や動画などを効果的に用いて、短時間で簡単に得られるようにすること、更新頻度をできるだけ高くしまして、常に新しい情報が得られるとすること、あと、委員もおっしゃいましたように、見ているだけでも楽しめるようなコンテンツを発信するということが考えられると思っております。

また、登録者数というか、登録企業数を増やすということでいいますと、企業のPRに効果的だと思ってもらえるようにする必要がありますので、閲覧数が増えるような魅力的なサイトを構築すること、なるべく企業のページをつくる際に、企業の負担を大きくかけずにつくれるようにするといったことを考えております。

○新井田委員

◎上下水道の耐震化について

代表質問させていただきました上下水道の耐震化について、その中でも現在、策定を進めている上下水道耐震化計画について伺ってまいりたいと思います。

本市の耐震化状況を確認させていただいて、第2次小樽市上下水道ビジョンを基に、財源に限りがある中で着実にしっかりと推進している状況にあることが確認できました。

その中で、国土交通省から上下水道耐震化計画の策定をするようにということで、今されているというところだったのですけれども、まず、国土交通省からの計画策定の目的と概要をお示してください。

○(水道)下水道事業課長

上下水道耐震化計画の目的と概要についてですが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、管路を含めた上下水道施設に甚大な被害が発生し、復旧が長期化したことを受け、災害時においても、従前どおりの水道や下水道の両方の機能を確保することを目的としており、概要としましては、災害時に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画となっております。

○新井田委員

やはり、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けてというところで策定を進めているということが分かりました。本市の上下水道の耐震化については、もともと第2次小樽市上下水道ビジョンの改修計画を基に、毎年度着実に耐震化を進めてこられていると思います。常に稼働している設備ということもあり、先ほども申し上げましたが、限りある財源の中で一気に進められないというところもございます。

では、本市で、今、推進している耐震化の方向性としては、第2次小樽市上下水道ビジョンを基に進めてこられていますけれども、今回策定を進めている上下水道耐震化計画は、何に基づいて策定されておりますでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

上下水道耐震化計画は、現在、進めている上下水道機能の維持強化に関する水道耐震化計画及び下水道耐震化計画とは別の計画として策定することとなりますが、第2次小樽市上下水道ビジョンの個別計画に位置づけられますので、第2次小樽市上下水道ビジョンにおける収支のバランスを考慮しながら耐震化を図っていきたいと考えております。

○新井田委員

それでは、小樽市下水道耐震化計画というのも令和5年度末に策定されているようではございますけれども、上下水道耐震化計画との関係性はいかがでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

小樽市下水道耐震化計画は、小樽市上下水道ビジョンに合わせ、令和10年度までの下水道単独での計画でありま

す。一方、上下水道耐震化計画は、国土交通省の通知により、令和7年度から令和11年度までの5か年で、上下水道一体として耐震化を図る計画であります。管路の耐震化を図る重要施設の選定や耐震化を優先する順位など、耐震化を進めるための基本的な考え方については関連性がございます。

○新井田委員

第2次上下水道ビジョンを基に、上水・下水・上下水とそれぞれ各計画になっているということなのですが、今後はどのように計画を進めていくということになりますでしょうか。

○(水道) 下水道事業課長

現在、策定しております上下水道耐震化計画は、繰り返しになりますが、令和7年度から令和11年度までの計画であり、小樽市上下水道ビジョンの個別計画である水道・下水道の耐震計画とは、計画期間や耐震化を図る場所が異なっていることから、個別に耐震化を進めることになると思いますが、次期上下水道ビジョンを策定する際には、個別による耐震化計画を上下水道耐震化計画に統一を図ることを念頭に検討を進めていきたいと考えております。

○新井田委員

それでは、第2次小樽市上下水道ビジョンは、先ほどもありました令和10年度までの計画になっております。あと3年ほどで見直しになるかと思うのです。

第2次小樽市上下水道ビジョンは5年ごとの見直しになっていたかと思うのですが、今回、策定している上下水道耐震化計画というのも同じ時期の見直しとするものでしょうか。

○(水道) 水道事業課長

新たな上下水道耐震化計画につきましては、来年1月末を策定期限とし、現在、計画を策定中であり、令和12年度以降の見直し時期については未定となっております。

また、第2次小樽市上下水道ビジョンとの関連性につきましては、個別の耐震化計画とは関連がございませんが、新しい上下水道耐震化計画につきましては、次期の第3次上下水道ビジョンの内容に基づき見直しを進めることになると考えております。

○新井田委員

代表質問でも確認したのですが、上下水道耐震化計画を策定することによって、国から技術的、財政的支援というのを受けられるということでした。

現時点で明確な情報はないとお聞きしておりましたが、明確ではないにしても、現時点でどのような情報がありますでしょうか。あればお示してください。

○(水道) 水道事業課長

新たな上下水道耐震化計画を策定したことによります国からの支援の内容につきましては、正式に通知等は受けておりませんが、補助金や交付金の採択要件の緩和や補助率の見直しが行われると聞いております。当市におきましても、国の担当者と採択に向け、現在、協議を進めてございます。

○新井田委員

それでは、今、給水収益、また、下水道使用料とともに、今後の人口減少の予想がされている中で、一層の経営努力が求められている中でも耐震化に対して進められてきています。

もちろん、新たに耐震化計画に基づいて、国のメニューが受けられる準備でもあると認識していますが、今よりも耐震化が少しでも進められると思いますでしょうか、所感をお聞かせください。

○(水道) 水道事業課長

先ほどもお話しさせていただきました国からの支援等を活用いたしまして、新たな上下水道耐震化計画に基づき、必要な施設の耐震化を適時進めていくものと考えております。

○新井田委員

それでは、将来を見据えた部分としまして、今回、新たに小樽市立地適正化計画も策定されるところでございます。本市の将来像を長期的に時間をかけて形づくっていく、将来像を示されているのですけれども、そうなるに住みゆく市民にとっても、インフラという部分もおのずと将来像に寄っていかねばならないと考えますが、示された小樽市立地適正化計画と上下水道の維持管理などについては、どうお考えでしょうか。

○(水道)水道事業課長

ライフラインである上下水道施設は、地域に居住している方々がいる限り、簡単に給水停止や下水道の使用停止ができない施設でございますので、基本的には、これまでどおり現有施設の維持管理を行っていくことになると考えてございます。将来的に居住誘導区域外での人口減少等が見られた場合には、施設の更新の際、ダウンサイジングやスペックダウン等を実施し、適正な維持管理を行うことになると考えてございます。

○新井田委員

質問は以上となるのですけれども、ライフラインの耐震化を含めて、大事な水という部分を将来的にもしっかり維持管理をしていっていただきたいと思えます。

国からの計画策定に当たっての概要も先ほどお示しいただいたのでございますけれども、概要の部分に、災害に備えつつ、喫緊の人口減少も考慮して進めるということで、本市の将来像に沿って進めるべきインフラの耐震化を含めた維持管理等が大事かと考えます。先ほどのダウンサイジングのお話もありました。特に災害に備えるという部分で、今回、策定の計画をもって、国から何かしらの耐震化に対する各メニューも期待しつつ、少しでも早く耐震化が進んでいくことで、長期的に安心して暮らせるまちにしていっていただきたいというところで、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎補正予算(旧色内小学校跡地地中残置物撤去)について

議案第1号に関連して、旧色内小学校跡地地中残置物撤去費負担金について質疑いたします。

まず、なぜこのような負担金が発生することになったのか、経緯についてお示しください。

○(建設)建築住宅課長

経緯でございますが、旧色内小学校跡地におきまして、道営住宅新築工事が本年3月に着工したところです。その後、4月に基礎工事として、くい工事に着手しましたが、北海道の担当から昔の校舎と思われる基礎が発見されたと本市に連絡がありました。その後、北海道と小樽市で現地を確認したところ、鉄筋コンクリートの基礎を確認した次第でございます。過去の航空写真によりまして、昔の校舎と道営住宅の位置関係を確認したところ、校舎のあった場所と重なっており、昔の校舎の基礎と判断に至ったところでございます。

本来は市が撤去すべきものなのですが、北海道が撤去するほうがより効率的であることから、今回の負担金として計上させていただいたものです。

○酒井委員

一般的に土地に地中障害物があることが分かった場合には、一体、誰の責任になるのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

今回につきましては、北海道と土地の賃貸借契約を結んでございまして、一般論としましては、土地の所有者が責任を負うものと考えてございます。

○酒井委員

会派の説明では、旧校舎を解体する際に支障がないので小樽市が放置したとのことでありますけれども、これまでどういった経緯で埋設されていたのか、改めて説明していただけますでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

当時、どういったことで地中に残置したのかということは、正直、分かりませんが、当時は撤去しなければならないという法的な規制がなかったためと思われる。

○酒井委員

業者がないしよで埋設したということであれば、道義的責任は免れないと思います。しかし、小樽市が容認していたということであれば、私は論外ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

業者で埋設したのか、また小樽市が容認したのかというのは、先ほどの答弁と重なりますが、どういった経緯で残ったというのは正直、分かりませんので、当時は規制がなかったということで、残したということが考えられると思っております。

○酒井委員

問題は他の小・中学校ですとか、公共施設で同様の事例がないかどうかであります。全ての施設を把握しているでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

今回につきましては、旧校舎の基礎でありまして、その当時の図面等もない状況でございました。全ての施設で把握しているかどうかということにつきましては、現実的には把握はできないような状況でございます。

○酒井委員

私は、これを機会に学校施設や公共施設の地中障害物の有無についてしっかりと把握すべきだと思います。

この項の最後に、小樽市教育委員会及び小樽市のお考えを伺いたいと思います。

○(建設)建築住宅課長

今後につきましては、現実的に全てを把握するというのは難しいものですが、今後、解体工事等において図面等を確認しながら、可能な限り把握に努めまして対応してまいりたいと考えてございます。

○(教育)施設管理課長

学校施設として把握することは難しいものもございしますが、できる限り建設部と連携してまいりたいと考えてございます。

○酒井委員

◎議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第8号資金基金条例の一部を改正する条例案について質疑いたします。

なぜ、当該条例を改正することになったのでしょうか。

○(生活環境)環境課長

企業側より地域振興を目的に寄附の申出があり、市としまして、将来にわたって環境の保全及び創造に関する施策の推進の資金とするためには、基金として管理することが適当と判断したことから、小樽市環境資金基金を設置することとし、当該条例を改正するものでございます。

○酒井委員

寄附に基づく環境資金基金を創設するということでもありますけれども、一体どの企業が寄附したのでしょうか。

○(生活環境)環境課長

合同会社グリーンパワー石狩から寄附を受ける予定でございます。

○酒井委員

それでは、合同会社グリーンパワー石狩はどういった企業でしょうか。

○(生活環境)環境課長

合同会社グリーンパワー石狩は、石狩湾新港港湾区域の一部で、洋上風力発電に関連した事業を行っている企業でございます。

○酒井委員

日本共産党は、企業版ふるさと納税制度について企業等と自治体との癒着が起きかねないと批判してまいりました。こうした癒着が起きない歯止めは、ないのではないのでしょうか。

○(総合政策)官民連携室松尾主幹

合同会社グリーンパワー石狩からの寄附は、企業版ふるさと納税の制度を使ったものではありませんが、一般論として、企業版ふるさと納税では、内閣府令において、地方公共団体が寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されております。

○酒井委員

今回、企業版ふるさと納税制度ではないということでありましたけれども、私は、企業と自治体との癒着が起きかねない大問題だと指摘しておきたいと思えます。

◎議案第10号小樽市宿泊税条例案について

次に、議案第10号宿泊税条例案について質疑いたします。

日本共産党は、2019年の第3回定例会代表質問以来、一貫して反対しております。

そもそも宿泊税の税率を1人1泊200円とした根拠を示してください。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

1人1泊200円という税率につきましては、先行自治体の最低税率ですとか、宿泊事業者へのアンケート調査を踏まえて決定したものであります。

○酒井委員

アンケートや先行事例とかと行っていましたが、私は明確な根拠にはなり得ないと思えます。

税本来の在り方である累進性に逆行しているのではないのでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

宿泊税の税率等につきましては、有識者会議からの提言を受けまして、小樽市としましては簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはないことなど公平性及び公益性の観点から1人1泊200円の定額制としたものであります。

○酒井委員

中小零細宿泊事業者の影響は十分調査、検討されたのでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

宿泊団体ですとか、宿泊事業者を対象としました意見交換会、ヒアリング、アンケート調査、地域説明会を実施し、調査、検討を進めたものであります。

○酒井委員

ところで、同様のものと言いますと、入湯税がかかる、消費税もかかる、それから、今回の宿泊税では、北海道

と小樽市の宿泊税がかかるということになれば、四重課税になってしまうのではないのでしょうか。

○(財政)市民税課長

まず、入湯税と消費税に関しましては、課税標準が宿泊税とは異なるものでございますので、重複の課税には当たらないものと考えております。

次に、北海道と本市の宿泊税については、課税標準は同じと認識しておりますが、宿泊税は地方税法上の法定外目的税でありまして、制度上は道と小樽市が導入することが可能なものでございます。

また、総務省の同意に当たっては、国税、またはほかの地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となることがないこととされておまして、既に国の承認を受けて宿泊税が導入されている事例もございます。

○酒井委員

12月12日付の北海道新聞では、定率制を実施している倶知安町に対し、免税とし、道税相当分を町が納入するとしております。また、報道では他の市町村も同様にするというを示しています。

仮に本市でも同様となった場合には、免税としたにもかかわらず、道税相当分を小樽市が納付する根拠はないのではないのでしょうか。

○(財政)市民税課長

今回の北海道の修正案につきましては、定率制を採用する市町村であって、規則で定めるものにおいては、道税条例の適用から除外し、道税を徴収しないというものでございます。一律定額制を採用する本市は、この対象とはならないと考えておりますが、今回の事例等につきましては、総務省の協議もこれからとなりますので、経緯を見守ってまいりたいと考えております。

○酒井委員

以前に、闇民泊、違法民泊の問題を取り上げたことがあります。こういった違法民泊も含めて、全ての課税対象を捕捉できるのでしょうか。

○(財政)市民税課長

本市の宿泊税の課税に当たりましては、旅館業法の許可を受けたもの、また、いわゆる民泊に当たりますが、住宅宿泊事業法の届出をして宿泊業を営む者を対象としておまして、関係機関と連携の上、それぞれの法律に照らして正確な把握に努めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

目的税と言いながら、使い道は無限定で整合性がないのではないのでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

本市が導入する宿泊税につきましては、特定の目的のために課せられる税であります。その使い道をあらかじめ定められるものでありまして、観光振興の魅力向上や旅行者の受入れ環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとしているものであります。

○酒井委員

拙速過ぎる宿泊税導入は断念すべきということを主張します。

◎代筆・代読支援員派遣事業について

次に、代筆・代読支援員派遣事業について質問いたします。

今年度に予算化されましたが、どういった経緯で予算化されたのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

障害福祉サービスには、日常的な買物、余暇活動のために外出する際に同行し、身体的介護、視覚情報の提供、目的地での代筆・代読する同行援護というサービスがございます。また、障害者の自宅における炊事・掃除等の家

事援助の一環として、代筆・代読する居宅介護がございます。これら同行援護や居宅介護のみでは、視覚障害者は十分な情報取得等の意思疎通が困難であることを理由に、小樽視覚障害者福祉協会より要望を受けたことから検討を進めていたものでございます。

○酒井委員

それでは、制度の概要についてお示しいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

視覚障害が原因で字の読み書きが難しい方に、代わりに読み書きしてくれる支援員を派遣する事業となります。利用者は市内に住所を有し、視覚障害を原因として、身体障害者手帳の交付を受けている字の読み書きが困難な方となります。

○酒井委員

要件は分かったのですが、概要といたしますか、お金がかかるのかとか、幾らでも使えるものなのかという、その辺についてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

利用料は無料でございます。利用回数につきましては、月4回までとなっております、1日に利用できる時間の上限は1時間30分となっております。

○酒井委員

それでは、いつからこれが利用できるようになったのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和6年10月1日から事業を開始しております。

○酒井委員

開始時から2か月ほどたちましたけれども、利用はどれだけあったのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和6年11月末までの利用状況ですが、利用登録は9人で、そのうち利用者は5人となっております。

○酒井委員

では、目的についてお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

障害福祉サービスの同行援護、居宅介護など、他の制度はございますが、同行援護では自宅内では利用できず、居宅介護では代筆・代読に取れる時間が少ないことから、制度の穴を埋める目的がございます。

○酒井委員

視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方でも、等級は異なるわけでありまして。要件はどのようになっているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

市内に住所を有し、視覚障害を原因として身体障害者手帳の交付を受けている字の読み書きが困難な方になります。

○酒井委員

ということは、視覚障害の等級にかかわらず利用できるということでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

手帳の等級等は要件としてございません。

○酒井委員

制度の概要で一定程度説明されましたけれども、どのような場面で本人に代わって書類等の読み書きを行うこと

を想定しているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

自宅において、公的機関、またはそれに準ずる機関からの郵送物の代筆・代読を行います。考え方としては、日常生活を送る上で必要な代筆・代読を想定しております。また、障害福祉サービスの同行援護や居宅介護など、他の制度を利用できる場合は本事業の対象となりません。

○酒井委員

市役所などで公的書類等の代筆・代読を行うことは可能なのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

市役所に来てということになりますと、外出先になりますので、障害福祉サービスの同行援護を御利用いただくこととなります。

○酒井委員

同様に、携帯電話やスマートフォン等の契約などについてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

先ほどと同じように、外出先でということになりますと、障害福祉サービスの同行援護を御利用いただくこととなります。

○酒井委員

外出しないで、スマートフォンでそのままやる場合はどうですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

その事例の詳細についてはまだはっきりしておりませんが、御自宅で代筆・代読ということであれば対象になります。スマートフォンの操作については、今後、詰めていきたいと思っております。

○酒井委員

それでは、同様に不動産契約ではどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

こちらにつきましても、外出先ということになりますと、障害福祉サービスの同行援護を御利用いただくこととなります。

○酒井委員

同様に、ギャンブルに関する代筆・代読はどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

こちらにつきましては、小樽市の代筆・代読支援員派遣事業実施要綱に定めておりますが、事業の対象としないものとして、ギャンブルに関する代筆・代読は行わないものとしております。

○酒井委員

それでは、宗教や政治活動に関する代筆・代読はどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

こちらも同様に、小樽市の代筆・代読支援員派遣事業実施要綱に定めておりまして、事業の対象としないものとして、政治・宗教活動に関する書類等の代筆・代読は行わないものとしております。

○酒井委員

周知についてであります。

相談してきた方は、制度ができたことについて初めて知って、利用したいと思ったのだけれども、市役所の対応があまり親切ではなかったとおっしゃっておりました。どのように周知されているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

ホームページのほか、障害福祉の窓口にチラシを配置しているほか、障がい者ハンドブックにも掲載してございます。

○酒井委員

団体等に加入している方は知っているかもしれないです。ただ、その加入率はあまり高くないと聞いております。先ほどの利用数が5人と聞いて本当に驚きました。というのは、先行している函館市は2桁なのです。それが小樽市で1桁というのは、せっかくいいものができたので、もっと周知する必要があると思います。

この項の最後に、市長に伺いたいと思います。視覚障害で手帳をお持ちの方に漏れなく伝えることが必要ではないでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

要望書の提出がありました視覚障害者福祉協会への説明会のほか、障害者の相談窓口となります市内の相談支援事業所が集まる定期的な会議の場でも説明を行ってまいりました。

今後は、ホームページはもとより、広報おたるでの周知を行うなど、視覚障害をお持ちの方へ情報が届くよう工夫してまいりたいと考えてございます。

○酒井委員

あまりすっきりしないのです。ホームページに載せるというのだけれども、障害の程度にもよりますけれども、弱視という方でしたら近づけば見えるかもしれないし、いろいろなサポートツールを使えばいいのだけれども、見えなく物の読みが難しいという方は、読み上げツール等を使いながらという形になると、ホームページを探すのにすごく時間がかかります。

だからこそ、漏れなく伝えるということを考えていく必要があるのではないかと思ったのですけれども、そういった考えではなくて、今までの延長で、協会に対しても説明会を行ってきた、相談窓口でやってきた。私はそれだったら、全く利用されないと思うのですけれども、このままということでしょうか。

○市長

まだ利用実績もないということで御懸念もあつての御質問だと思うのですけれども、スタートしてまだ二月余りですから、少し様子を見なくてはいけないと思いますが、例えば、明日に、視覚障害者の方に向けた新年の御挨拶なども録音させていただきますが、そういった御挨拶の中でも、代筆・代読支援事業についてもPRさせていただきたいと思っておりますし、私が出演しているFMの番組なども利用させていただきながら、いろいろな形があると思いますけれども、様々な形を通じて、この事業の周知には努めていきたいと思っております。

○酒井委員

◎「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の一部改正法案について

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律やガバメントクラウドに関する法律について質問いたします。

12月1日付のしんぶん赤旗の報道では、政府が当該法案を9日に閣議決定し、国会に提出したということです。

それでは、本市の自治体DXに関する全体方針で、ガバメントクラウドをどのように示されているのでしょうか。

○(総合政策)デジタル推進室南主幹

全体方針の中では、標準化法に関する法律において、自治体は国が定める全国的なクラウド活用の環境の整備状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされており、デジタル庁を中心として、ガバメントクラウドの構築に向けて取組が進められています。

本市においては、標準準拠システムの導入やクラウド活用の検討を進めることで、情報システムの調達や維持管理、法令改正等の業務の簡素化を目指してまいりますとしております。

○酒井委員

そもそもガバメントクラウドはどのようなものでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

ガバメントクラウドでございますが、デジタル社会の実現に向けた重点計画等の政府方針に基づき、デジタル庁が提供する複数のクラウドサービスの利用環境のことでございます。

○酒井委員

標準準拠システムの目標時期を2025年度としていますけれども、進捗はいかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

移行完了目標となっている2025年度末までに移行完了ができるように進めているところでございます。

○酒井委員

ガバメントクラウドの提供事業者は、それぞれどのような会社で、何社あるのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

提供事業者でございますが、Amazon、グーグル、マイクロソフト、オラクル、さくらインターネットの計5社でございます。

○酒井委員

僅か5社しかないということであります。

本市ではどの提供事業者を利用するか、決まっているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

戸籍及び戸籍の附票のシステムにおいては、標準準拠システムへ移行する事業者のクラウドを使用するということになっております。それ以外の業務についてはAmazon社のものを使う予定になっております。

○酒井委員

日本共産党はガバメントクラウドに当たって、介護保険や住民税など膨大な個人情報を一元的に取り扱うことへの不正アクセスや情報条例について懸念を表明しております。こうした懸念について、政府はどのように説明しているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

国では、クラウドサービスのセキュリティー評価制度に基づいて、ガバメントクラウドに求める技術要件として、最新かつ最高レベルの情報セキュリティーを確保できることやデータ保存の安全性を確保できることなどの基準を満たすことを必須としてガバメントクラウド事業者を選定しており、万全なセキュリティーを確保しているとしております。

○酒井委員

本市においても不正アクセスや情報漏えいのリスクは、どのように捉えられているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

国が最新かつ最高レベルの情報セキュリティーを確保しているクラウドシステムを用意したとしており、小樽市としても国の考えと同様、最高レベルの情報セキュリティーが確保できていると考えております。

○酒井委員

ところで、これまで国が負担していた自治体のガバメントクラウド利用料を国が自治体から徴収するシステムを法律案に盛り込むとしております。こういった情報をどのように捉えられているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

標準化においては、当初より標準システムへの移行に関するガバメントクラウド利用料というのは国が負担するとしておりますが、標準準拠システム以降の本格運用に当たっては、利用する各自治体がそれぞれの利用料を負

担するというようになっておりまして、国が各自治体の利用料をまとめて一括で支払うことについて、今回の法律案に盛り込まれたものと捉えております。

○酒井委員

自治体が負担するということになれば、月締めで使用量ごとに多額の利用料が課金されるということになります。日本共産党は、関連経費は自治体負担ではなく、国の責任で継続的に財政措置を講じるべきだと考えます。

最後に、市長の考えを伺います。

○(総合政策) デジタル推進室長

標準化にかかわらず、システムの運用経費というのは、これまでも自治体負担となっておりますので、今回のガバメントクラウドの利用料につきましても従来の考え方どおり、基本的には自治体が負担すべきものとは考えておりますが、一方で、国は標準化システムの運用経費につきまして、平成30年度比で3割の削減を目指すとされておりまして、その上で、ガバメントクラウドへの移行を努力義務としてきたところでございます。ただ、これが現状は形態によっては大幅に経費が増大することも懸念されているところであります。

そのため、本年6月、全国市長会からはガバメントクラウド利用料等の運用経費について、国が主体となって関係者との協議による適切な料金設定やドル建てで支払うための為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストより負担増とならないようにすることという意見を国に提出しております。

さらには、本年12月11日、全国知事会からはシステム運用経費等に増加が見込まれる場合は、地方公共団体に新たな財政負担を生じさせないよう国の責任において確実に財政措置を講じることとの要請が国になされていることから、本市におきましても、これらの動向を見極めながら、必要に応じ、市長会などを通じて国に要請してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時29分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎議案第17号小樽市市営住宅条例の一部を改正する条例案について

議案第17号市営住宅条例の一部を改正する条例案について質問をさせていただきます。

先日の委員会でも触れられていたとおり、議案第17号は小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画による再編方針に基づいた条例改正案とのことでした。

それで、この条例案の説明の中に、公営住宅戸数合計2,812戸から2,876戸、そしてもう一つ、市営住宅戸数総計ということで3,200戸から3,066戸、両指数ともに64戸増加しています。

まず、公営住宅と市営住宅の定義について、お聞かせください。

○(建設)千葉主幹

公営住宅と市営住宅の定義につきましては、小樽市営住宅条例第2条で定義されており、「公営住宅については、

市が設置する公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。」と規定され、公営住宅法第2条第2項では、地方公共団体が建設、買取りまたは借上げを行い、低額所得者に賃貸し、または転貸するための住宅などを規定しております。

また、市営住宅につきましては、小樽市営住宅条例では、「公営住宅、改良住宅、従前居住者用住宅及び共同住宅をいう。」と規定しております。

なお、一般的に言われている公営住宅には、道営住宅を含むものを指しますが、今回の条例改正は市営住宅条例の改正ですので、道営住宅の戸数は含まれていないものであります。

○面野委員

ちなみに、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中では、今後、住宅戸数をどのようにするとされているのでしょうか。具体的には、いつまでに、何戸ぐらいにするといった目標値というか、方針みたいなものは定められているのでしょうか。

○(建設) 建築住宅課長

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画ですが、管理戸数につきまして、令和元年度の策定時は3,066戸を、計画期間の最終年であります令和11年度には2,784戸ということで記載しています。

○面野委員

少し減らすということなのですね。

今回の条例案で示されている道営住宅高島団地の事業主体を北海道から小樽市に変更するものと説明がございませうけれども、事業主体が変更になることで、小樽市ではどのような業務が発生することになりますか。

○(建設) 千葉主幹

事業主体が変更になることでの業務につきましては、入居及び退去の手続、住宅使用料・駐車場使用料の収納、住宅の維持管理などの業務が発生することになります。

○面野委員

今回、事業主体が小樽市へと変更となる道営住宅高島団地51-1及び52-1棟の所有者は、今後、小樽市となるのか、現在の土地所有者、建物所有者をお示しいただき、事業主体変更後のそれぞれの所有者についてもお聞かせください。

○(建設) 千葉主幹

道営住宅高島団地2棟の現在の所有者及び事業主体変更後の所有者についてですが、道営住宅高島団地については、現在、土地・建物ともに北海道が所有者となっており、事業主体変更後については、土地・建物ともに小樽市が所有者となります。

○面野委員

現在、北海道が土地・建物を所有ということで、今回の事業主体変更に伴って所有者も変わるということなのですが、土地や建物については、売買というものは発生するのでしょうか。

○(建設) 千葉主幹

土地・建物につきましては、北海道から小樽市へ無償譲渡することで合意しておりますので、土地・建物の売買は発生しないものであります。

○面野委員

先ほど伺いましたが、ただ、事業主体が小樽市になるということで、手続ですとか、使用料の徴収、それから維持管理といったものにいろいろと経費がかかってきたり、収入があつたりということが発生してくると思うのです。

大体の検討で構わないのですが、収入と管理運営にかかる支出について、どのくらいの規模になるかというのは、

現在のところで想定できますか。

○(建設)千葉主幹

収入としましては住宅使用料と駐車場使用料が見込まれるものであります。市としましては、修繕等が想定されますが、市営高島住宅4棟と建設年度が近いので、それらと同水準程度の維持管理費用が見込まれると考えております。修繕につきまして、ここ3年なのですけれども、市営高島住宅4棟で1棟平均しますと、127万円程度の修繕が見込まれるものと考えております。

○面野委員

事業主体が変更になることで、道営住宅高島団地にお住まいの方の家賃ですとか、日常生活に変化というものは起こりますか。

○(建設)千葉主幹

事業主体変更後の家賃や日常生活の変化についてであります。使用料について、家賃はほぼ北海道と同額となるため変化はありませんが、駐車場を使用する方につきましては、北海道が月額2,730円のところ、当市では月額3,180円となるため、差額450円の負担増となります。

その他、日常生活を送る部分では、修繕依頼や各種届出、納付相談などの窓口が指定管理者である協和総合管理株式会社の指定市営住宅管理事務所へ変更となりますが、特段、管理方法については変わらないため、事業主体が小樽市となっても変化は少ないものと考えております。

○面野委員

ちなみに、先日、たしか共産党の高野委員だったと思うのですが、この議案第17号について質問されていたときに、今、既存にお住まいの方への周知のような質問をされておりましたけれども、今回、変わる点といえば駐車場が450円値上がりという言い方が正しいのかはあれですけれども、負担が大きくなるということについては御理解いただいていると解釈してよろしいでしょうか。

○(建設)千葉主幹

11月20日に住民説明会を実施しました。そのときにも出てきたのですが、特に問題はないと確認しております。

○面野委員

それでは、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の全体のことで伺います。今回、再編方針に基づいて道営住宅高島団地と祝津団地に関する条例案の改正ということだったのですけれども、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中で同様に、事業主体の変更ですとか、集約や建て替えを予定している地区ですとか、施設というものは計画内にあるのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中で、今回の道営住宅高島団地と同様に、事業主体の変更後の集約や建て替え予定ということでございますけれども、これにつきましては、現時点で計画の中で予定しているものはございません。

○面野委員

別の施設のお話をしてしまうのですが、現在、旧色内小学校跡地に建設中の道営住宅は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画上、どのような位置づけになっているのか。また、この道営住宅が供給された後、影響する既存の施設というものはあるのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画につきましては、本市の市営住宅のことを記載しているということから、道営住宅の位置づけというのはございません。

また、既存施設への影響ということでございますが、旧色内小学校の道営住宅に稲穂改良住宅の入居者を受け入

れてもらえることになりましたので、稲穂改良住宅の建て替え事業というのを計画に位置づけてございましたが実施がなくなったということになります。

○面野委員

現在、小樽市立地適正化計画(案)が示されております。公営住宅というのは耐用年数も長いことから、こちらの小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に位置づけされている住宅に関しても、小樽市立地適正化計画に沿った方針である必要があると考えております。

考え方として、小樽市立地適正化計画は小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に合わせて策定された計画なのか伺います。

○(建設)三浦主幹

小樽市立地適正化計画の策定に当たっては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画と連携を図るものの、基本的には小樽市立地適正化計画のまちづくりの方針に基づき、土地利用や地形的特性なども考慮しながら、区域などを設定し、策定してございます。

そうした中、現在の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画における将来構想において、建て替えの対象となっている市営住宅が居住推奨エリアの外に一部位置しておりますので、次期小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画でその方向性を検討していくことになるものと考えてございます。

○面野委員

計画同士が連携はしているものの、今後、検討されていくということなのですが、今回の条例改正案の中にある祝津住宅・高島住宅は小樽市立地適正化計画上、どのような位置づけとなっておりますか。

○(建設)三浦主幹

計画が目指すエリア、区域の位置づけといたしましては、現在の高島住宅が立地する場所につきましては、居住推奨エリアの地域特性活用居住区域、そして祝津住宅については、ゆとり居住エリアの一般居住区域に設定してございます。

○面野委員

小樽市立地適正化計画上、今回の条例案に示されている小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画による再編方針に基づく祝津住宅を高島住宅に集約、建て替えするという事は、合致する取組であると考えられますか。

○(建設)三浦主幹

条例案は小樽市立地適正化計画と合致しているのかとの御質問でございますが、計画が目指す区域の考え方と合致しているものと考えてございます。

○面野委員

本市では住宅施策に関する計画として、住宅マスタープランの策定も控えております。また、小樽市立地適正化計画による居住地域の考え方も示され、今後、人口減少に起因する様々な課題に対策を打つために尽力されているところでございます。

計画同士にそごが生じてしまわぬように、また市民の皆様にとって快適な住環境の整備とまちづくりに努めていただくようお願い申し上げます。

○高橋委員

◎宿泊税について

宿泊税に関連いたしまして、代表質問に続いて伺いたいと思います。

いわゆる二重課税の懸念について、先ほど酒井委員の御質問と一部重複した部分もありますけれども、伺ってまいります。

まず、北海道で宿泊税導入の動きにも伴って、いろいろなところで二重課税についての議論というのを目にするようになりました。法定外目的税をつくるに当たっては、国、他の自治体と同じ課税標準に税をかけて住民負担を著しく重くしてはならないという要件があるわけです。

今回の場合では、同じ課税標準である宿泊料金に対して、北海道と小樽市がどちらも課税するというのが二重課税なのではないかという議論になると理解しています。他方で、宿泊税に関しては例外的に許されているという論も目にしまして、福岡県では、県と福岡市、北九州市でそれぞれ宿泊税を徴収しているということからも、総務省も認めているものだと捉えられています。

この点について、単純に北海道と本市が両方宿泊税を徴収しても問題ないというお考えであるのか。二重課税に当たらないようにするために、特別徴収義務者における北海道の宿泊税と、本市の宿泊税の徴収の仕組みに、ポイントみたいなものがあるのか。市としてその辺りの考え方はどのように整理されているのか、お聞かいたします。

○(産業港湾) 観光振興室松本主幹

北海道と小樽市の宿泊税の課税標準につきましては、どちらも宿泊数でありますので、これは同じと理解しておりますが、小樽市の条例案で定める税率は宿泊者1人1泊一律200円としておりまして、宿泊者の受益に着目して、広く負担を求めるという考えに基づいて制度設計をしております。

また、先行自治体の税率と比較しても住民の負担が著しく過重とまでは言えないものでありまして、本市としましては、総務大臣が同意しない要求には当たらないものと考えております。

○高橋委員

先ほど福岡県の例を申し上げましたけれども、福岡県の場合は、福岡県が50円で、福岡市の場合は150円ないしは料金によって450円ということであるため、合わせて最大500円が課されるということになっています。総務省の判断に関しては、条例が可決してからということになるとお聞かせいただきましたので、現時点での小樽市の考えを確認させていただきました。

本会議でも伺いました宿泊税の導入に当たって、宿泊事業者のシステム改修費について、条例の施行前にオープンしている事業者に対して補助を行うということになるのか、あるいは、新規オープンの宿泊施設の扱いについてどうなるのか、一定の方向性が決まっていればお示し願いたいと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室松本主幹

この点につきましては現時点におきまして、システム改修に伴う事業者負担の対応については、宿泊事業者の皆様には説明ができておりませんが、宿泊事業者の皆様には、徴収事務に対する御理解をいただくことが不可欠であると考えております。徴収事務に係る宿泊事業者の負担軽減について、先行自治体の例を参考に道とも協議しながら検討しているところでありまして、早急に本市の対応について説明していきたいと考えております。

○高橋委員

この辺りは、システムを提供されているベンダーのつくりと申しますか、料金設定等にも関わってくるかもしれないので、しっかりと事業者の声を聞いていただきたいと思います。

次に、以前、事業者の事務負担に対して、宿泊税から労務費を補助するというお話もあったかと思いますが、この金額に関して、どう設定することになっているのか、そして、それは北海道はまた別で補助することになるのかについてもお答えいただけますか。

○(産業港湾) 観光振興室松本主幹

宿泊事業者の徴収事務の負担に対してですが、小樽市としましては、宿泊事業者に対して特別徴収奨励金というのをお支払いすることを検討しておりまして、これは先行自治体の交付率を参考に、原則は納入額の2.5%、導入当初は納入額の3%をベースに検討を進めているところであります。

一方、北海道におきましては、導入当初、5年間は納入額の3.5%を交付するといった考え方が示されているとこ

ろであります。

○高橋委員

ということは、北海道と合わせて、当初は6.5%が事業者に入るのかと理解いたしました。

次に、本会議で質問させていただいたことの御答弁で、宿泊税は原則、徴収した年度の事業に活用するという説明がなされました。

この点についてお伺いいたしますけれども、これは、このくらいの収入が見込まれるものに対しての支出としてという見込みで、当初予算に計上するということになるのか、あるいは、年度途中の段階で補正をかけるという形になるのか、その辺り、今のところのお考えをお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○(産業港湾) 観光振興室松本主幹

宿泊税につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、原則、徴収した年度の事業に活用することを想定しておりますが、具体的な歳入歳出処理につきましては、先行自治体の例を参考に、今後、検討することとしてございます。

○高橋委員

今後の御検討ということですが、1点お聞きしたいのは、原則、同一の年度内での徴収と予算執行になるとすれば、ほかの税と比べて変動みたいなものといえますか、宿泊数によるものですから、予算はこれだけで見込んでいたのだけれども、実際はこれしか入ってきませんでしたみたいなことが起こりやすくなると思うのです。

そうした中で、予算と宿泊税の収入の乖離、過不足みたいなものが生じやすいのかと考えられるのですが、この点についてお考えをお聞かせいただけますか。

○(産業港湾) 観光振興室松本主幹

少し繰り返しになるかもしれませんが、具体的な歳入歳出処理につきましては、先行自治体の例を参考に検討するというようにしておりますが、今の委員の御指摘を踏まえまして、検討を進めていきたいと考えております。

○高橋委員

代表質問でも少し触れさせていただきましたけれども、ぜひ、基金等の設立に関しても、そういったことで適切に使えるような仕組みをつくっていただければと思います。

次に、宿泊税の実績についてですが、どのような形でまとめられるのかというのは、既に決まっていますでしょうか。例えば年間の収支というのは見えやすいと考えますが、日ごとの数字などについてどうなるのか、その辺りの制度設計について伺いたいと思います。例えば、日ごとの宿泊者数などが見える形になってくると、小樽市内や札幌市でのイベント等の情報とも照らして、データ分析や検証というものもできると思いますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○(財政) 市民税課長

日ごとの数字の把握につきましては、毎月、事業者から申告いただきますので、その際に内訳などを併せて御報告いただくことを想定してございます。

また、そのデータは今後の貴重な資料になると考えておりますので、関係部署とも協議の上、活用方法については検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

事業者の方の意見の反映についてお伺いします。

宿泊税の使途に関して、特別徴収義務者の意見をどのように反映する予定であるかという点です。

こういうことに使ってほしいとか、実際に宿泊税を徴収してみて、現場の御意見などを集約するためのヒアリングといいますか、意見交換会、あるいは使途を検討するに当たって協議体の設置などについての考えを伺います。

○(産業港湾) 観光振興室松本主幹

宿泊税の使途についてですが、まず特別徴収義務者である宿泊事業者に対しては、例えば徴収事務や使い道といったことのアンケート調査を予定しております。

また、使途を検討する協議体の設置についてですが、こちらは有識者会議からの提言にもございましたが、具体的な使途は協議会の設置などにより、関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築するというところで考えております。例えば、宿泊団体の代表者や経済界の方、学識経験者といった方の構成を今のところは考えているところであります。

○高橋委員

最後に、質問ではないのですが、冒頭に二重課税の議論を行いましたけれども、市税分、道税分も絡むと、事業者の方々の意見集約などに対して、二重の行政事務みたいなものが発生してしまうという懸念があると感じています。

特に、本来、北海道が所管する民泊の部分でも、小樽市も実態を把握することはもちろん望まれるものですが、主体的にその調査といたしますか、実態把握に動くとなると非常に業務効率が落ちることにもなるかと思っておりますので、小樽市と北海道の役割をしっかりと明確にしながら、情報の共有という形で進めていただきたいことをお願い申し上げます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中鉢委員

◎公共交通について

最初に、公共交通についてであります。

バス路線に対する問題についてお伺いいたします。

昨年あたりから、観光需要が増え、北海道中央バス天狗山線・祝津線の乗客が増加をしていることに伴い、生活路線として利用している市民の方々が、時間帯によって大変混雑し、高齢者の利用者が座れないなど課題が発生しているという声が上がっているようであります。特に、天狗山線においては、外国人観光客の増加で、日中・夜間問わず混雑している状況であるということでもあります。それに伴い、バスに乗れない、高齢者が座れないといった状況が発生している中で、バス路線について小樽市公共交通網形成計画策定で、国庫補助金が入っております。

これについて、市内のバス路線の年間利用者数の評価指標が示されておりまして、本計画策定時の令和4年度では、現況値として674万8,000人と示されております。令和7年度の目標値は680万人の利用を目指しておりますが、現状の利用者数はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

令和5年度の実績で約728万人となっております。

○中鉢委員

これには、観光客も含まれているというような判断でよろしいでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

観光客も含まれております。

○中鉢委員

乗者数が伸びているのは大変喜ばしいことなのですが、先に挙げたこれらの問題や市民の声は行政に届いているのでしょうか。さらに、解消について手段を講じているのかお伺いします。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

今年2月頃には、一部の路線で観光客の方の利用が大変多く、そのため、市民の方が乗車できないということでの御意見が市にも事業者にも届いてございます。対策といたしましては、その意見があった後に、事業者では混雑時に臨時便を出すということで対応したところです。

また、この冬のダイヤ改正におきましては、既に混雑が見込まれておりますので、一部路線の混雑対策として、増便対応を事業者で行っております。

○中鉢委員

それについては、市民にどのように周知する予定でしょうか。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

この冬のダイヤ改正につきましては、ダイヤが貼り出されておりますので、時刻表を御覧いただくということで周知に代わるものと考えております。

また、この冬におきましても、それでも混雑した場合には、臨時便で対応するというで聞いておきまして、その際には、乗務員の方から待っている乗客の方に対して案内をすると聞いております。

○中鉢委員

12月からバス運賃の値上げが行われましたが、ふれあいパスに対しての影響というはあるのでしょうか、お示してください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

個人の方の利用状況というのは把握できていないので、12月以降の実績で、費用の状況はどのようになっているかといったものを分析していきたいと考えております。

○中鉢委員

市民の足を守る観点から、今後もしっかりと対応していただきたいと思います。

◎個人・小規模事業者の事業承継について

続きまして、本市の個人・小規模事業者の事業承継について質問いたします。

小樽市は餅屋が多い。それは小豆やてん菜糖の積出し、本州の米を積み下ろす港が小樽市であったこと、体を動かす港湾労働者が多かったこと、神社・仏閣が多いことなどから餅屋が多いというのは、市民の方であれば御存じのことと思います。そして、小樽市民には、ひいきにしている餅屋があるなどという話もお聞きします。

しかし、それらの餅屋が残っているのでしょうか。このところ、餅屋が廃業されたり、休業されております。具体例を挙げますと、花園のツルヤ餅菓子舗、奥沢の菊原餅菓商、これらは昨年です。今年に入ってから、入船の景星餅菓商、錦町の山照開福餅の4軒が廃業、また市内で現在1軒が休業されています。幾ら人口減少にある本市にあっても、廃業のスピードというのは、異常と思えるスピードであるかと思えます。

ちなみに、小樽餅菓商組合という団体が20年ほど前までありまして、当時で7軒の餅を扱うお店が加盟しており、昭和20年代から30年代には70軒以上が加盟していたようであります。恐らくこの例というのは餅屋が顕著であるかとは思いますが、例えば、市内の豆腐屋は大手コンビニの工場こそ銭函にありますけれども、私が調べた限りにおいては、そこで豆腐を作っているまちの豆腐屋と呼べるのは多分張碓に1軒のみであると思えます。

また、麩を作る事業者は、現在、道内に三、四軒しかないのですが、実は小樽市にも三、四年前までありまして、そこも廃業をされてしまったと。私たちの食卓であるとか、本市の食文化を揺るがす問題であって、小樽市独自の食文化が完全に過去のものになってしまうという部分を危惧しております。

本市に訪れる観光客の皆さんは、本市に訪れる目的が、本市に限らずともあると思うのですが、自分の住む地域にはない、例えば小樽運河などの趣であるとか、歴史的建造物が織りなす雰囲気、往時をしのばせる文化、自分の住むまちにはない文化を見たい、感じ取りたくて、大勢の方がお越しになられるのだと思います。その文化の一部である本市独自の食文化が、今、急激に失われつつあります。

小樽市というのは、市場の文化も色濃く残すわけですが、このままでは、全国展開するスーパー、コンビニが幅を利かせてしまって、同じく全国展開のファミレス、ファストフード、カフェ、もちろんそれらを若い方が求める心境は十分理解できますけれども、それらが、市内全体をばっこしてしまったときは、金太郎あめのような、小樽市が全国どこにでもあるようなまちになってしまって、小樽市らしさであるとか、観光客が求める小樽市ではなくなってしまうことを危惧します。

そう考えたときに思うのが、廃業を防げなかったのかということで、そこで、質問に入らせていただきます。

小樽市内の事業者の倒産と自主廃業の件数について調査されているのでしょうか。もしされていれば、どのように推移しているのでしょうか、近年の数字があればお示しください。

○(産業港湾)産業振興課長

平成31年1月から12月の統計でございます。平成31年度から令和5年度、市内事業者の倒産件数の推移でございますが、東京商工リサーチの負債総額1,000万円以上の本社が市内に当たるものといたしましては、平成31年度が8件、令和2年度が5件、令和3年度が8件、令和4年度が5件、令和5年度が10件となっております。

また、自主廃業につきましては、私どもで外勤時であったり、休日の散策、もしくはSNS等の情報等で分かることが多いもので、なかなか自主廃業の件数というのは抑え切れていないというのが状況でございます。

また、倒産件数の推移でございますが、先ほど述べましたように、毎年のように5件から8件、多いときで昨年のような10件というような状況となっております。

○中鉢委員

本市のホームページ内の事業承継のページを見ておりますと、事業承継の支援センターなどいろいろな機関を紹介されております。そして、ページの最初に事業承継について赤い太文字で、「事業継承については一般的に5～10年ほどかかるといわれています。小樽市では事業承継に係るご相談を受け付けています。些細なことでも構いません。従業員の雇用や事業の継続のためにまずご相談ください。事業承継に関する支援情報などを掲載しておりますので、ご活用ください。」と書かれております。

そして、商工会議所にも小樽サテライトの窓口があると書かれております。

そこで、質問いたします。

市への事業承継の相談はどの程度寄せられているのでしょうか。小樽商工会議所へ寄せられた分も分かれば、合計で結構ですのでお聞かせください。

○(産業港湾)産業振興課長

小樽商工会議所に設置いたしましたサテライトが令和3年4月からとなっておりますので、こちらは年度ごとの報告とさせていただきます。令和3年度以降でございますが、市とサテライトを合わせまして令和3年度が13件、令和4年度が16件、令和5年度が11件となっております。

○中鉢委員

相談が結構、寄せられているという実感を持ったところでございます。

事業承継のマッチングというのは、承継する側とされる側、両者が存在して初めて成り立ちます。事業承継の両者の関係というのは、本市の問題となっています空き家の問題で、空き家と借手の関係に似ているとも思ったりもするのですが、大きな売上げや付加価値額がある事業者は、相談せずともM&Aなどで事業承継するケースもあると思いますが、そのようなケースに合致しない事業者はインセンティブを求めて補助金等を使うと思います。

この場合、事業承継・引継ぎ補助金になるのだと思いますが、そこでお聞きしますが、事業承継・引継ぎ補助金はどのような補助金であるのか、いろいろな枠が設けられておりますが、補助金の概要を御説明いただきたいと思っております。

○(産業港湾)産業振興課長

事業承継・引継ぎ補助金でございますが、中小企業者や個人事業主が事業承継・事業再編・事業統合を契機として、新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継等を促進し、経済の活性化を図ることを目的とした補助金となっております。

今、委員がおっしゃいました枠ということでございますが、三つ枠がございます、一つ目として、経営支援枠は、事業承継や企業の合併買収といったM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ、または引き継ぐ予定であるといった中小企業者等が、引き継いだ経営資源を活用して、新規設備の導入や新たな販路開拓などの経営革新を行う際の費用の一部を補助することで、生産性を向上させることを目的とした枠となっております。

二つ目として、専門家活用枠は後継者不在や経営力強化といった経営資源引継ぎのニーズは売る側、買う側の両方ともにニーズがありますが、このニーズを持つ中小企業者が経営資源の引継ぎに際して、活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持、創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠でございます。

三つ目として、廃業・再チャレンジ枠はM&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助する枠となっております。

○中鉢委員

国として、いろいろな補助制度がある中で、今御説明いただいた事業承継・引継ぎ補助金は、年に何回程度の公募が行われているのでしょうか、お答えください。

○(産業港湾)産業振興課長

近年でございますが、補助金の公募回数は3回ぐらいと感じております。

○中鉢委員

年3回ということで、補助金を申請しようとした際、最初のステップがGビズIDプライムを申請して取得する。交付申請をして、採択されて、交付決定を経て、補助対象事業スタートまで順調にいったと仮定して、どの程度の期間がかかるもののでしょうか、お答えください。

○(産業港湾)産業振興課長

GビズIDプライムアカウントの取得には、大体1週間から3週間かかると言われております。また、最近の公募では、交付申請の締切りから交付決定まで1か月程度かかることが示されておりますので、GビズIDプライムアカウントの取得期間も考慮いたしますと、1か月半程度を見たほうがよろしいかと考えております。

○中鉢委員

その後、補助対象事業を行ってということになるかと思うのですが、この補助金の採択率というのはおおむね何%なののでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾)産業振興課長

採択率でございますが、今年4月が申請期間でございました第9次公募でございますが、先ほど御説明いたしました三つの枠の応募がございまして、経営革新枠は60%、専門家活用枠は62.5%、廃業・再チャレンジ枠は56%となっております。

また、今年7月が申請期間でございました第10次公募は、専門家活用枠のみの応募でございましたが、採択率61.3%といったものが事業承継・引継ぎ補助金事務局で公表されているところです。

○中鉢委員

補助金の提出書類は労働者名簿などから賃金台帳、決算書、財務情報などがありまして、これらについては、既にあるものを用意すればいいのですけれども、審査の重要な事業計画書であるとか、認定支援機関等の確認書、金融機関の確認書など、20種類程度の書類が必要になってくるかと思われま

す。事業承継・引継ぎ補助金も広く事業承継を考える方には知っていただきたいと思うのですけれども、つまりチャンスは年に3回程度あって、事業を開始するのに数か月から1年ぐらいかかって、それも書類の作成・準備に時間や手間を要しているものになりますし、またコンサルタントをお願いすると費用もかかったりすると。それも全てが通らずに4割程度は落ちるようなことになってしまうと。

これほどさように、補助金のハードルというのは高いわけですが、一方で、事業承継を引き継いでほしい事業者側から問合せがあった場合、市としてはどのようなサポートをしているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)産業振興課長

引き継がせたい側からお話があった場合、私ども小樽市は専門機関につなげる窓口は多いほうがよいと考えておりまして、市もその窓口の一つになっております。相談者のお話を聞いて、状況に応じて専門機関につないでいるという取組を行っております。

○中鉢委員

その専門機関が、先ほどお話ししたホームページで多く紹介されているというのは私も見させていただきました。マッチングがうまく進むかと思っても、この御時世ですので、人材不足で従業員も一緒に継承しようと思ったのですけれども、継承する前にどこかに行ってしまうと、うまく継承が進まなかったというケースも私も聞いたことがあるわけです。

本市が関わった事業承継の成功事例がありましたら、差し障りのない範囲でお聞かせください。

○(産業港湾)産業振興課長

相談の内容によってでございますが、市が間を取り持つといったことは行ってございません。専門家である専門機関につないでいるという状況でございます。事業承継につきましては、時間がかかることでございますし、また、途中で事業者の様々な事情が入ってくることもございまして、これまで小樽市が関わった実績というのは、まだない状況でございます。

○中鉢委員

私が事業承継で最も重要だと思うのは、情報の収集とスピードであると思います。廃業する段階に相談を受けても、多くは遅く、条件が整っていても1年前には情報を入手していないと、事業承継は難しいものだと思います。相談すべき事業承継をしようとするのであれば、辞めるときではなくて、その事業の継続に不安を感じたときであるのかと思います。

そこで質問いたします。

本市でそのような情報を集める活動や調査はされているのでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾)産業振興課長

情報を集めるという活動、調査につきましては、事業承継に関するアンケート調査をこれまで令和2年度、令和5年度に実施しているところでございます。

○中鉢委員

事業承継となりますと、家族の跡継ぎ問題とか、家族の体調であるとか、財務状況であるとかということまで情報を仕入れようとする、市中の金融機関の方が情報を一番持っているのではないかと思います。市中の金融機関も小樽市内は大手の青い銀行、緑の銀行、赤い銀行、もっといろいろありますけれども、一番の店舗数等を考えますと、信用金庫がそういう情報を一番持っておられるのかと思います。

金融機関との情報共有や連携を図るべきかと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○(産業港湾)産業振興課長

金融機関等との情報共有は非常に有効なものと考えてございまして、私どもや市内金融機関などが一堂に集まり、情報共有をこれまでも行っているところでございます。

○中鉢委員

今後も、ぜひとも連絡を密に取っていただきたいと思います。

ここからは、観光からの側面で御検討いただきたいと思うのですが、食文化の観光からの成功事例、本市においては、あんかけ焼きそばが一番成功した事例であると思っております。

一般質問でも、ニューツーリズムについて少し質問させていただきましたが、お隣の余市町は数年前まではワイントーリズムを標榜しておりましたが、最近は、ガストロノミーツーリズムということをやっております。ガストロノミーというとかすごく高級な料理を想像しがちなのですけれども、ガストロノミーというのは食を通じて、その土地の歴史や文化に触れることがガストロノミーであるということでもあります。

あんかけ焼きそばなどに加えて、先ほど御紹介させていただいた小樽市の餅、だんご、和菓子など、小樽市とすれば、ニシンなどの水産加工も観光振興のツールとして十分使えるものであると思えますし、取り組んでおられると思いますが、それらの取組に加えて、今後の展開について見解をお伺いしたいと思います。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

現行の第二次小樽市観光基本計画におきまして、今、委員から例示がありましたあんかけ焼きそば、餅、だんご、スイーツ、ニシンといったいわゆる食文化につきましては、本市の豊富な観光資源の一つということで位置づけしております。

観光基本計画の中でも、これまで観光資源として認識していなかったものを認識して、そういったものを掘り起こして磨き上げると。そして、国内外に訴求するということは、小樽観光の魅力が深まって、例えばリピーターであったり、滞在時間の延長といったことに寄与するものと考えております。

○中鉢委員

前述いたしました、餅を扱われている事業者の方は、同業者が一気に少なくなると競争相手が少なくなってよいかという判断をされるかと思いましたが、決してそういうことはなくて、スケールメリットがなくなってきているということを危惧されておりました。

砂川市は人口1万5,000人程度ですが、菓子屋が20件ほどあって、すながわスイートロードというような形で大きく観光に寄与しております。また、クルーズ船も大変多く海外から入ってきている中で、餅やだんごというのは特殊な食感もありますので、外国の方に受け入れてもらえるかどうか分かりませんが、日本の文化を大変感じられるものだと思いますし、同じ売上げや付加価値額を上げるに当たっても、100を売る店が一つあるよりも、その地域の特性を生かしたきらりと輝く1を売る店が100あったほうが、私はすごくそれが魅力的なまちであるということになるのかと思います。

炭鉄港であるとか、北前船の日本遺産にも、餅とかだんごというのは関わってくる部分だと思いますので、産業として、また観光の部分においてもこのようなものづくりの小規模事業者に対する事業継続に力を入れていただきますようお願い申し上げます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○中村(岩雄)委員

◎小樽市立地適正化計画の周知について

まず、小樽市立地適正化計画(案)について伺いたいと思います。

最近、建設部都市計画課では12月9日月曜日から11日水曜日まで、小樽市内4か所で住民説明会を行いました。実際に私の地域でも町内会の回覧板が回ってきまして、説明会の御案内をいただきました。回覧板の資料としては、A4判で小樽市立地適正化計画(案)の概要として、小樽市立地適正化計画の目的と都市構造の再編「コンパクト・プラス・ネットワーク」の二つの項目で簡単な説明をされております。さらに、その資料には都市機能誘導区域と住居誘導区域を色分けした地図も載っております。

それで、伺いますけれども、各会場の参加人数と各会場でどのような御意見があったのか、お知らせいただきたいと思います。

○(建設)三浦主幹

住民説明会についての御質問でございますが、小樽市内4会場で開催しておりまして、12月9日午前中に開催した蘭島会館では12名が参加されまして、計画に対する主な御意見としては、基幹的公共交通軸を維持すると言うが、路線バスが減便されている中、大丈夫なのかという御意見。

同じく9日午前に開催した塩谷サービスセンターでは6名が参加され、夕張市ではコンパクトシティ施策がうまくいっていないようだが、小樽市は大丈夫なのかとの御意見をいただいております。

そして、12月10日に開催した銭函市民センターでは12名が参加されまして、地域内に商業施設が少ない。工業用地を活用することはできないのかとの御意見をいただいております。

そして、12月11日に開催した小樽市民会館では21名が参加されまして、ここでは大変多数の御意見をいただきましたが、高齢の方からは、郊外は利便性が落ちると言うが、公共サービスを意図的に減らすのかという御意見。また、若い方もいらっしゃっておりまして、将来誘導区域内への移転を考えているけれども、今後、誘導政策をどのように進めていくのかなどの御意見をいただいております。

○中村(岩雄)委員

小樽市立地適正化計画についてはこれまでもお聞きしておりますけれども、計画案がまとまり、現在パブリックコメントを実施中ということですので、何点か確認させていただきます。

まず、確認の意味で、小樽市立地適正化計画策定の趣旨からお聞きしたいと思います。

○(建設)三浦主幹

小樽市立地適正化計画の趣旨でございますが、本市は道内主要都市の中でも人口減少が顕著でございまして、同時に高齢化も進むことが予測されております。人口減少などがもたらす様々な市民生活への影響を最重要課題として、国が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえまして、40年先の将来を見据えた都市構造の再編を進めるため、小樽市立地適正化計画を策定するものでございます。

○中村(岩雄)委員

40年先の将来を見据えてということなのですが、私の感覚では、そもそも小樽市は最初からコンパクトなのではないかと思うのですが、市ではその辺をどのように考えておりますでしょうか。

○(建設)三浦主幹

委員のおっしゃるとおり、我々といたしましても、一定程度、コンパクトなまちが形成されていると考えておりますが、複数の専門家がよく言われるのは、小樽市は山筋と軸線がはっきりしており、住めるところが限定され、

その住めるところに道路が整備されまして、そこに公共交通が運行されているといった状況の中、必然的に「コンパクト・プラス・ネットワーク」が成立しているのではないかと考えております。

我々の分析でも、現状、同規模の他都市と比較しまして、公共交通の利便性など生活利便性は高い状況にございますが、その一方で、他都市と比較して、人口減少や高齢化が著しく、中心市街地から離れた蘭島地区や塩谷地区、銭函地区なども含め、どのようにして都市全体として持続可能性を高めていくかが大きな課題であると認識してございます。

○中村(岩雄)委員

蘭島や塩谷、銭函地区ということですが、それから4か所のうち市民会館でその他の全体をまとめるという意味もあって4か所ということかと思いますが、そういった課題を解決するための計画であることを確認させていただきました。

現在、パブリックコメントを実施されているということですが、今後のスケジュールについて確認させていただきたいと思っております。

○(建設)三浦主幹

今後のスケジュールになりますが、現在実施中のパブリックコメントでの御意見を踏まえた案について、2月に策定委員会に諮り、都市計画審議会に諮問し、御意見をお聞きした上で、令和7年第1回定例会建設常任委員会で報告しまして、現在のところ3月には策定したいと考えてございます。

なお、本計画は届出制度など市民生活に影響のある計画でございますことから、その後、一定の周知期間を取った上で公表したいと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

一定の周知期間を取るということですが、計画の周知についてはどのくらいの期間でどのようなことを考えておりますか、お聞かせください。

○(建設)三浦主幹

まず、周知期間については、二、三か月程度と考えておりますが、パブリックコメントでの御意見なども踏まえながら、早めに決定したいと考えてございます。

また、周知方法については、広報おたるや市のホームページへの掲載、そして都市計画課窓口での計画内容等の掲示などに加え、公共スペースなどにおけるパネル展なども実施したいと考えてございます。あわせて、不動産や建築関係の団体への周知なども行ってまいりたいと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

周知期間・周知方法について、今お聞きいたしました、今回の説明会の参加人数なども見ますと、まだ住民周知はされていないのだろうと思っております。ですので、この後の周知についての御努力をひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、計画の内容について少し確認させていただきます。

私は、これまでも空き家対策に関する質問をしましてまいりましたが、誘導施策の居住に関する施策として、空き家等の既存ストックの利活用、流通の活性化という施策があります。空き家対策について、具体的な内容が記載されていないようなのですが、その辺りはどうなのでしょう、聞かせてください。

○(建設)三浦主幹

誘導施策に関する御質問でございますが、小樽市立地適正化計画は市の関連計画や施策等を行う上での方向性を示すものとなっております、例えば、空き家に関する具体的な施策については、設定した区域における施策の方向性などを踏まえ、今後、空き家対策に係る実施中の施策などの充実、あと改善の検討や必要に応じて計画の見直しを行っていく形と考えてございます。

○中村(岩雄)委員

◎空き家対策について

小樽市立地適正化計画の中では、誘導施策として既存住宅の利活用、流通促進ということで、空き家の利活用や流通の活性化があります。

そこで、空き家対策について質問させていただきたいと思います。令和7年度に空き家調査を行うということなのですが、まず、現在の状況から、改めて確認をさせていただきます。

過去5年間の空き家に関する相談件数、それと今年度の相談件数の状況がどのようになっているのか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

過去5年の相談件数としましては、平成31年度が104件、令和2年度が148件、令和3年度が279件、令和4年度が225件、令和5年度が275件でありました。令和6年度につきましては、11月末現在で159件となっております。

○中村(岩雄)委員

それでは、令和5年度の相談内容なのですが、主にどういった内容が多いのか、お知らせください。

○(建設)松原主幹

主な相談内容としましては、落雪に関する相談が一番多くて、次に建物の建材の破損についてや、敷地内の雑草や樹木についてが主な相談で、以上のように空き家の管理がよくないということで起きてくる相談がほとんどであります。

○中村(岩雄)委員

今年度、空き家セミナーを開催されています。その開催状況、内容、参加人数についてお知らせください。

○(建設)松原主幹

空き家セミナーについては10月31日木曜日に、小樽市いなきたコミュニティセンターにおいて開催し、講師としては札幌法務局小樽支局の方にお越しいただき、相続登記の申請の義務化について講演をしていただきました。参加人数は13名でありました。

○中村(岩雄)委員

次に、空き家調査の目的と調査内容、調査の結果についてお聞かせください。

○(建設)松原主幹

空き家調査の目的は、空き家対策や空き家の利活用などを定めている小樽市空家等対策計画の基礎資料とするため、平成27年度に調査を開始し、5年に1度行っています。調査では、市内にどれだけの数の空き家があるのか、また、その空き家の建物の管理状態を良好・準不全・不全と区分し、どのような状態になっているのかを調査しております。

令和2年度に行った前回の調査結果は、市内の空き家の数は1,869件で、前々回調査の平成27年度に比べ554件減少しました。また、管理状態別の調査結果では、良好が985件から806件へ、準不全が1,052件から654件へ減少しましたが、一番状態が悪い不全となっている件数が386件から409件へと23件増加しました。小樽市立地適正化計画を推進するには、こういった空き家の既存ストックの活用というところも関連してきますので、今後の施策につなげていきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

良好・準不全・不全と区分されておりますけれども、当然、時間が経過するとともに状態は変わっていきますので、数字も変わっていきます。結局、その中には、空き家を壊してしまっただけで更地になってしまうとかというような状況も出てくるでしょうし、さらに、更地に新たな建物を建てるなり、利用をしていくということなどもあると思いますけれども、時間とともに数字は変わってきますし、状況というのは変わっていくと思うのです。今後の施策に

つなげていくためには必要になってくるということですが、そういうことも加味しながら、全体の状況対策というのを取っていかなくてはならないという、なかなか生き物のようで難しい面があるのかと思います。

空き家調査の事前調査についてなのですが、11月27日開催の町内会と市の定例連絡会議において、各町内会に依頼しておりますけれども、どのような調査をどのように依頼しているのか、お聞かせください。また、空き家調査のスケジュールはどのようになっているのか、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

各町内会へ依頼したのは、町内の中に空き家があるのかについて調査するものです。その後、市で行う空き家調査の精度を高めるため、地域実情に精通した各町内会へ事前調査をお願いした次第です。小樽市では5年に1度行っている小樽市内全域の空き家の調査を令和2年度に実施し、今回の調査を令和7年度に行う予定であります。空き家の実態を把握することで、実効性のある空き家対策につなげていきたいと考えております。

○中村(岩雄) 委員

町内会で調査した結果が、最終的にどのように生かされたのか。また、その結果を、ある時点で町内会側にも公表する必要があるのではないかと思いますので、お考えがありましたら、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

まず、前回調査の結果につきましては、11月27日に開催した町内会と市の定例連絡会議において、今回の事前調査をお願いする説明をした際に、前回調査はこうなっていますということを各町内会にお知らせした次第でございます。

また、調査の結果、どのように施策に生かされていくのかにつきましては、空き家等対策会議の中で、その結果をもって様々な空き家に関する事業や施策を行っているわけなのですが、それが、今までどおりの事業や施策でいいのかということにつながる議論にさせていただいているところでございます。

○中村(岩雄) 委員

いずれにしても、今後も町内会とのつながりを密にして、この計画を進めていっていただきたいと思います。

◎除排雪の取組について

次に、除雪について質問させていただきたいと思います。

小樽市立地適正化計画(案)では、長い時間をかけて、緩やかに居住誘導区域へ誘導するとのことであります。居住誘導区域外の区域を生活や仕事の拠点としている方への影響の一つとして、この計画が進められる中で、道路除雪はどうなっていくのかなどが心配されるわけですが、この辺はどのように考えておりますでしょうか。

○(建設) 維持課長

小樽市立地適正化計画(案)を進めていく中での除雪についてということでございますが、長い期間をかけて緩やかに誘導するというものでございまして、これまで行っていた除雪作業を急に変えるというのではなくて、当面はこれまでと同様に、道路状況や居住の状況、地域の状況に応じた除雪作業を行っていくことを考えております。

○中村(岩雄) 委員

除雪作業については地域の状況を踏まえて対応を継続していくということですので、まず安心いたしました。

しかし、一方で、計画が進められていく中で、居住誘導区域内や区域外にかかわらず、居住状況や地域の状況などの変化によって、除雪が不要となる路線も生じてくることも想定されるわけですが、市ではそのような路線の扱いを今後どのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

○(建設) 維持課長

委員のおっしゃるとおり、将来的に小樽市立地適正化計画の進展に伴いまして、居住状況や地域の状況などの変化により、除雪が不要となる路線も生じてくることが考えられますので、その際は除雪作業の必要性について地域の状況や実態を慎重に見極めながら、除雪計画に反映していきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

人口が減少する中で、除雪作業についても持続可能で効率的に行う必要があると思います。その点、引き続きよろしく願いいたします。

◎塩谷・蘭島地区の現状認識と今後の発展方向(消防、小学校、児童センター、サービスセンターの再編)について
次に、塩谷・蘭島地区の現状認識と今後の発展方向についてということでお尋ねします。

まず、塩谷地域についてなのですが、小樽市公共施設長寿命化計画では塩谷の児童センターや塩谷サービスセンターの再編がうたわれておりますけれども、その進捗状況をお知らせください。

○(財政)藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画では第1期におきまして、塩谷児童センターは塩谷小学校に移転し複合化すること、また、塩谷サービスセンターは塩谷児童センターの跡に移転する計画となっております。

ただ、このうち、塩谷児童センターにつきまして、令和4年第1回定例会の厚生常任委員会でも報告しておりますけれども、小学校への移転は先送りする方針となっております。現在、施設所管部局を中心に庁内で課題の共有ですとか、今後の進め方について協議しているところでありますので、まずは、これら諸課題の整理に努めてまいりたいと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

小樽市としても本地域の現状を認識していただきまして、今後の発展方向などを地域住民の意見・要望などもしっかり把握していただきまして、具体的な適応策など、今後に向けての施策をお願いしたいと思います。2年前にも、全国の事例などの調査・研究を進めて、どうせやるなら地域住民も納得できるよい方策を探りたいということでしたので、今回それでお聞きしたわけであります。

また、塩谷・桃内連合町会からの要望ですので、連合町会ともぜひ連絡を取り合って確認していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、蘭島地区に移ります。

蘭島地区で消防署廃止ということなのですが、まず、蘭島の消防署がカバーするエリアは大体どのエリアなのか、お聞かせください。今、分かれば、エリア内の対象世帯や対象人数、人口はどのくらいなのか、数字をお持ちではないようでしたら後でもいいですので、お聞かせください。

○(消防)警防課長

蘭島地区における消防蘭島支所が管轄する区域におきましては、忍路地区と蘭島地区となっております。

なお、世帯数につきましては、現在、正式な数を把握しておりませんので、後ほど御報告したいと考えております。

○中村(岩雄)委員

蘭島地区での住民説明会などに関連して伺っていきますけれども、説明会はいつ、どこで、何回ぐらい実施されましたか、お聞かせください。

○(消防)総務課長

蘭島支所廃止に伴う住民説明会につきましては、対象となる町内会は四つございます。忍路町会、忍路土場町内会、蘭島町会、桃内町内会となっております。

まず、忍路町会と忍路土場町内会につきましては、合同で住民説明会を7月21日に忍路会館で行っております。次に、桃内町内会につきましては、桃内町内会館において、8月10日に役員会に出席いたしまして、住民への説明をしております。次に、蘭島町会につきましては3回実施しておりますが、第1回目は役員に対して7月23日に蘭島会館で行っております。その後、同じく蘭島会館におきまして、第1回目の住民説明会を8月27日に行い、その後、第2回の住民説明会を9月20日に同じく蘭島会館で行っております。

○中村(岩雄)委員

それでは、説明会で出ました主な意見などをお聞かせください。

○(消防)総務課長

住民からの意見につきましては、消防に対する期待と信頼は大きく、消防があると住民は安心できることから、蘭島支所存続の意見があったほか、日常生活を送る上で、安全という部分にそごがないような消防体制をお願いすると意見がございました。

○中村(岩雄)委員

廃止されたと仮定しまして、その後の消防体制はどのようになりますか。

○(消防)警防課長

蘭島支所の廃止に伴いまして、オタモイ支署消防隊2隊、救急隊1隊の出動を可能とする体制としまして、火災の初動における放水口数の確保、負傷者の迅速な救助・搬送など消防隊と救急隊の連携による迅速な初動体制を構築するものでございます。

○中村(岩雄)委員

最終的には、住民の生命・財産をどう守っていくのかということに尽きると思うのですが、今お聞きした各地域で、例えば、ずっと農業を営んでいる方などもかなり多くいられますし、確かに蘭島川が流れていますけれども、その地域によっては、これは以前から言われていることですが、消防車単発では放水が届かないだとかというのは、個別にそういうことも懸念されます。

その辺の体制、消防車をどうつなぐだとか、それから、防火水槽はどこに配置しているか、その辺も含めて、もし説明していただけるようでしたらお願いします。

○(消防)警防課長

蘭島支所の廃止に伴いまして、蘭島地区については広大な面積、地域をカバーすることとなります。

統合による日常の業務につきましては、今回、事務や業務を見直すことにより、効率的な対応を図っていききたいと考えております。

また、火災や現状活動においては消防力を集約することにより、連携が図られた部隊活動による対応を可能としていきたいと考えております。

なお、消防水利につきましても、現状のまま継続して維持することとなりますので、定期的な手入れ等を行いまして、消防隊が速やかに連携できる対応を考えております。

○中村(岩雄)委員

先ほども言いましたように、最終的にはあらゆる手だてを尽くして、生命・財産を守る方策を、きちんと住民が納得する形で説明していただきたいと思うのです。住民は、今、署名活動などもやっているようなのです。その辺は、これから市に提出されるのではないかとも思うのですが、住民にとってはそれだけ切実な問題、課題だと思います。ですから、住民の意見、要望なども大切にしながら、今後の体制を熟慮しながら、体制を取っていただきたいと思います。これについてはまた、今後、取り上げさせていただきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第1号小樽市一般会計補正予算、議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案、議案第10号小樽市宿泊税条例案、議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案、議案第14号小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案、議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案について、否決を求めて討論いたします。

議案第1号です。新小樽(仮称)駅周辺駐車場等整備関係事業費です。工期ありきの無理な建設、並行在来線の廃止による地方切捨て、トンネル残土による環境汚染、工事費増による市民負担増加への危惧など、問題は山積みです。北海道新幹線札幌延伸は一度立ち止まって、道民レベルで検討すべきです。

後志共同消防支援センター整備事業費です。消防本部は否定しますが、将来的な消防の広域化につながりかねず、賛成できません。

議案第1号、議案第13号ないし議案第15号です。

公共施設等再編関連予算条例案です。そもそも小樽市総合福祉センターや小樽市勤労女性センターの移転計画について、正式に議会に示されたのは本年の第1回定例会です。十分な期間も十分な議論もないまま議決しようというのは大問題です。

議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案です。日本共産党は、企業版ふるさと納税制度は、企業と自治体との癒着が起きかねないと批判してきました。今回は、企業版ふるさと納税ではありませんが、石狩市では、当該企業から今後、年2,000万円を20年にわたって寄附を受ける見込みです。企業はGXに活用してほしいとして、再生可能エネルギー由来のデータセンターを誘致するとしています。本市においても施策決定に不当介入する危険性があります。本市に寄附した企業の出資者は、電力相場で価格操縦し、業務改善勧告を受けるような無法行為をする問題のある企業です。相場操縦は、金融市場であれば刑事罰になる場合もある重大行為です。こんな企業から寄附を受けるなど言語道断です。

議案第10号小樽市宿泊税条例案です。宿泊税について日本共産党は一貫して反対しています。そもそも、宿泊税の税額を1人1泊200円とした明確な根拠はありません。税本来の在り方である累進性に逆行しています。中小零細宿泊事業者への影響も十分調査、検討せず、入湯税と消費税、北海道と本市の宿泊税となれば、四重課税となる可能性も否定できません。12日付の北海道新聞では、定率制を実施している倶知安町に対し、免税とし、同税相当分を町が納付するとしています。また、報道では、他の市町村も同様にすることを示しています。仮に本市でも同様となった場合、免税としたにもかかわらず、同税相当分を小樽市が納付する根拠はないではありませんか。また、違法民泊を含め、全ての課税対象を捕捉できるかも疑問です。目的税と言いながら、使い道が事実上無限定で整合性がありません。拙速過ぎる宿泊税導入は断念すべきです。

議案第38号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案です。日本共産党は、会計年度任用職員の処遇改善を申し上げてきました。今年度も昨年度と同様に、期末・勤勉手当が正職員よりも少ない支給月数となっていることは問題です。来年度は正職員と同じ月数まで引き上げることを求めます。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第8号、議案第10号及び議案第13号ないし議案第15号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも面野副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。